

## 産業廃棄物処理施設設置等連絡調整会議設置要領

制定	平成	2年	4月	1日
改正	平成	10年	7月	3日
改正	平成	11年	4月	1日
改正	平成	17年	4月	1日
改正	平成	19年	4月	1日
改正	平成	22年	4月	1日
改正	平成	24年	6月	1日
改正	平成	25年	4月	1日
改正	平成	29年	4月	1日
改正	平成	30年	4月	1日
改正	令和	3年	4月	1日
改正	令和	5年	4月	1日

### (趣旨)

第1条 この要領は、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号）第6条第2項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設設置等連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 連絡調整会議に、会長、副会長及び委員を置く。

2 会長は、環境生活部長の職にある者をもって充てる。

3 副会長は、廃棄物対策課長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、会長は、必要に応じてこれらの者以外の者を委員に指定することができる。

### (会長の職務及び職務代理)

第3条 会長は、会務を総理し、必要があるときは随時、連絡調整会議を招集し、その議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (庶務)

第4条 連絡調整会議の庶務は、廃棄物対策課長において処理する。

### (委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に必要な事項は、会長が連絡調整会議に諮って定める。

#### 附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成10年7月3日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表

地域振興課長	森林整備課長
環境対策課長	道路課長
自然保護課長	河川課長
医療政策課長	防災砂防課長
長寿社会政策課長	港湾課長
障害福祉課長	都市計画課長
農業振興課長	建築宅地課長
水産業基盤整備課長	教育委員会文化財課長
林業振興課長	